54.7.18
宇宙国際課

国連宇宙空間平和利用委員会
第22会期の結果について

1. 期間　昭和54年 6月18日～7月3日
2. 場所　ニューヨーク国連本部
3. 参加国　40ヶ国、11機関
4. 日本代表団
   - 代表　藤田 公郎　外務省国連代表部公使
   - 代表代理　松尾 武大敬　〃　〃　一等書記官
   - 随員　北村 俊男　科学技術庁調査員（宇宙開発事業団国際室企画課長）

5. 主な議題
   (1) 宇宙科学技術の応用及び宇宙活動
   (i) 衛星による地球のリモートセンシング
   (ii) 衛星による直接放送
   (iii) 宇宙及び宇宙活動の定義及び境界
   (iv) 宇宙輸送システム
   (v) 宇宙における原子力電源の使用
   (vi) 静止軌道の物理的性質及び技術的特性
   (vii) 月条約
   (2) 国連における宇宙関係の計画及び活動力
   (i) 国連宇宙応用計画
   (ii) 国連組織内における宇宙活動の調整
   (3) 国連宇宙会議の準備
   (4) その他

6. 主な審議内容
   (1) 宇宙科学技術の応用及び宇宙活動
   (i) 衛星による地球のリモートセンシング
   衛星による地球のリモートセンシングは可能な限り広範な国際協力の下に行われる性であること、発展途上国に力点を置いてリモートセンシングの応用全般にわたるカタログを作成する努力を開始すること などの科学技術小委員会の報告が承認された。

また、法律小委員会で検討しているリモートセンシングの法的側面については、引き続きリモートセンシング原則案を作成すべく、同小委の優先議題として詳細な検討を行うよう勧告した。

(iii) 衛星による直接放送

法律小委員会で引き続き、国家による直接放送衛星の利用を律する原則を採択すべく優先議題として検討するよう勧告した。

(iii) 宇宙及び宇宙活動の定義及び境界

ソ連が、①海面上100kmは110km以上は宇宙であり、空域との境界はそれ以下のところに条約によって定められる性質である、②静止軌道は宇宙に属し平等に使用できるが、電波の利用に関しては国際通信連合(ITU)の決定等に協力すべきであるという国連総会決議案を提出したが、多様な意見が出されたに止まった。

(iv) 宇宙輸送システム

国連事務局に対し、宇宙輸送システム並びにその科学的、技術的、経済的及び社会的影響について研究すべしとする科学技術小委員会の勧告を了承した。

(v) 宇宙における原子力電源の使用

次回科学技術小委員会のために、メンバー国が原子力衛星の技術的側面及び安全対策の調査を行い、1979年の11月ないし12月に関心国による作業グループを開催して調査結果をとりまとめることを了承した。

また、次回法律小委員会において原子力衛星の法的側面に関する検討を行うべく、本件を独立議題として取り扱うことを勧告した。

(vi) 静止軌道の物理的性質及び技術的特性

科学技術小委員会が静止軌道の効率的経済的利用法について特に発展途上国による利用の観点から調査する等を了承した。

(VII) 月条約

ハンガリーを議長国とする非公式作業グループを

3回開催し、オーストリア案に立ち戻って検討が加えられた。審議の過程でソ連と発展途上国

との最大の対立点であった第11条第1項について、「月及びその天然資源は人類共通の財産である。」

との表現をソ連が容認し、「財産とみなす。」との主張を撤回したことにより、本条約成立の気運が

一挙に高まった。この点の変更を除き大きな内容的変更もなく、若干の修文の後合意が成立

した。本条約案は今秋の総会で採択されることとなる。(骨子は参考参照)

(2) 国連における宇宙関係の計画及び活動

科学技術小委員会の報告が了承された。

我が国に関連して、1980年宇宙応用計画として、

日本においてリモートセンシングワークショップが開催される

だろう(likely to be held)とされる見込みである。

(3) 国連宇宙会議の準備

開催時期は1982年下半期とすることで合意されたが、開催地は来年の法律小委員会で

再度検討することとなった。非会議の各議題等は本年の科学技術小委員会で作成したものを

総会に勧告することとなった。

なお、従来から議論のあった会議の作業

及び最終報告書の採択は、全会一致により行われるよう最善の努力がなされるべき旨

あわせて勧告することとなった。

(4) その他

来年の会議日程は次のとおりとされた。

(i) 科学技術小委員会：1/28～2/15　ニューヨーク
(ii) 法律小委員会：3/10～4/3　ジュネーブ
(iii) 宇宙空間平和利用委員会：6/23～7/3　ニューヨーク

(参考)

DB96(4.4.7)1842

月条約の骨子

条約名：Agreement Governing the Activities of States on the Moon and other Celestial Bodies
[月およびその他の天体における各国の活動を律する協定（仮訳）]

イ.「適用範囲」は月およびその他の天体に及ぶこと（地球は除く）。
条約の実施に当っては、「国際法」に従って実施すること。

ロ. 月における「軍事利用の禁止」を明定し、月の探査利用は「国際協力と相互援助の原則」で行い、探査・利用における活動に関する「情報の提供」は各締約国に最大限なされるべきこと。

ハ. 全締約国に科学調査の無差別・平等の考えから、月における「鉱物見本の採取等の自由」はみとめるが、そうした月活動によって「月の環境破壊の防止」は期すべきこと。また他の締約国の活動を妨害はしないこと。

ニ. 締約国が月に「施設の設置」を行うときは国連総長に通報するとともに、それらの施設で作業する人間の「生命・健康の保護措置」を採る義務を負うこと。

ヘ.「月及び月資源の法的地位」としては、その適用が地球を除く他の天体にも及び、人類の共有財産として管理され、何らの取得の対象とならず、資源開発が実行可能となったときは、しかるべき国際機構の設立することを締約国が合意する。

ト.「宇宙物体・要員等に対する管轄」について、締約国はその権限を有すること

チ 月における「緊急事態」や「不時着の場合」には国連事務総長および関連締約国に通報すること。

リ. 月活動が政府で行うと、その国の民間であると問わず国がそれに起因する問題に対し「国家責任」を負う。

ヌ 締約国は他の締約国とで問題を生じる場合、「審察・協議・紛争解決」の努力を行い国連事務総長の助力をうけ、通報等を行うことを明定する

ル その他、本条約の「修正」「再検討」「署名」「批准」、「脱退」「寄託」などの諸手続を定めている。